

函館市議会手話通訳・要約筆記実施要綱

(目的)

1 この要綱は、本会議における手話通訳および要約筆記(以下、「通訳」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

2 通訳は、本会議を傍聴しようとする聴覚障害者(以下、「利用者」という。)の申請に基づいて行うものとする。

(申請手続)

3 利用者は、原則、傍聴予定日の2日前(閉庁日を除く。)までに別記第1号様式の申請書により、議長に申請しなければならない。

(通訳者の配置)

4 議長は、前項の申請書を受理したときは、通訳に必要な人員を傍聴席に配置するものとする。ただし、やむをえない理由により配置ができないときは、速やかにその旨を利用者に通知しなければならない。

(申請の変更および取下げ)

5 利用者は、申請を変更または取下げる場合は、傍聴予定日の前日までに議長へ届け出なければならない。

(施行時期)

6 この要綱は、平成14年6月定例会から施行する。